総合事業等の有効期間満了前の早期更新手続きについて

～訪問介護等と指定有効期間を合わせたい場合～

1. 早期更新手続きについて

すでに指定を受けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の指定更新手続きを行うタイミングで、同一所在地で一体的に運営する訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス（以下「訪問介護相当サービス等」という。）についても、指定有効期間満了前に早期に更新手続きを実施することで、更新後の訪問介護サービス等の指定有効期間と訪問介護等の指定有効期間を同じ（同種のサービスに限る）にすることができます。

　　　地域密着型サービスと同一所在地で一体的に運営する地域密着型介護予防サービス（同種のサービスに限る）についても、同様の手続きができます。

　　〈参考〉介護保険最新情報vol.955

〔イメージ〕早期に更新手続きし、更新後、訪問介護等と同じ有効期間に。



更新手続きのタイミングが同じになり、業務負担が軽減されます

【注意】　現在、訪問型サービス等の指定有効期間満了日が、訪問介護等の指定有効期間満了日より早い場合は、通常通り、先に、訪問型サービス等の指定更新をしていただく必要があります。訪問型サービス等の指定更新漏れがないようご注意ください。

1. 有効期間前に早期に更新手続きをする場合の提出書類について
	1. 訪問介護等の更新申請書の写し
	2. 訪問介護相当サービス等の更新申請書類一式
	3. 有効期間満了前に早期に指定更新したい旨の申出書（別添）

※早期の更新手続きを希望されない場合は、通常通り、指定有効期間満了日の少なくとも１月前に、手続きをしてください。

（別添）

有効期間満了前に早期に指定更新したい旨の申出書

年　　月　　日

揖斐広域連合長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　申請者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

下記に示した事業所について、指定の有効期間を併せて更新を受けたいので申し出ます。

記

１　今回更新申請が対象の事業所（指定有効期間が満了する事業所）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | サービスの種類 |  |
| 事業所名称 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 指定有効期間満了日 |  |

２　上記事業所に合わせて更新する指定有効期間が異なる同種のサービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | サービスの種類 |  |
| 指定有効期間満了日 |  |